

# 〈介護保険〉要介護（要支援）認定を受けている方の税控除について

## 障害者控除

納税者本人または生計を一にする方が所得税法および地方税法上の障害者に該当する場合は、一定額の所得控除を受けることができます。

65歳以上で要介護（要支援）認定を受けている方は、障害者手帳などが交付されていなくても、障害者と同等程度であると福祉事務所長が認定する場合は、障害者控除の対象となります。

この場合、「障害者控除対象者認定証」が必要になりますので、認定証が必要な方は、次へ申請して事前にご用意ください。

## 申請期限

12月28日（水）まで  
※認定された方にはは認定証を、該当しなかった方には非該当の通知書を、申請日の翌日以降に交付します。

※平成22年に認定証を交付された方は、本年以降も有効に使用できますので、申請の必要がありません。

## おむつ代の医療費控除

納税者本人または生計を一にする方のために医療費を支払った場合は、一定額の所得控除を受けることができます。

要介護（要支援）認定を受けている方が使用したおむつ代も、医療費控除の対象となる場合があります。

おむつ代の医療費控除



を受けるためには、確定申告の際に「おむつ代の領収書」と医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要になります。

なお、要介護（要支援）認定を受けていて、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方は、「おむつ使用証明書」に代わって、市が交付する「おむつ代の医療費控除に係る主治医意見書内容確認書」で控除を受けられる場合があります。

該当すると思われる方は、印鑑をご用意の上、高齢福祉課または各支所福祉課へ申請してください。要介護（要支援）認定の際に使用した主治医意見書の内容から、寝たきり状態であり、おむつ使用の必要性が確認できた方に、確認書を交付します。

【問合せ】

- 書類交付に関すること  
高齢福祉課（内線171、173）または各支所福祉課
- 税の控除に関すること  
税務課（内線112、113、115）

## 高齢者クラブ連合会グラウンド・ゴルフ大会が行われました

10月14日、柿橋グラウンドで友部・岩間・笠間の各地区の代表選手が出場し、高齢者クラブ連合会グラウンド・ゴルフ大会が行われました。

この大会は、例年、7月下旬に行われていましたが、今年、天候不良により延期となっていました。

大会当日は天候にも恵まれ、高齢者クラブ役員のみなさんが中心となり会場の準備を行い、試合も円滑に進みました。雨の日でも練習を行うなど熱心に取り組んでいるクラブも多く、大会ではとてもレベルの高い試合が展開されました。



グラウンドゴルフ大会の様子

笠間市高齢者クラブ連合会では新たに会員を募集しています。

高齢者クラブは、高齢者（おむね60歳以上）の方が自主的に活動し、生活を有意義なものにするための組織です。現在、笠間市では108クラブが活動しており、地域の活力向上に貢献しています。

それぞれのクラブにより活動内容に多少の違いはありますが、健康増進や友愛・社会奉仕を目的に、主にグラウンド・ゴルフや輪投げ、囲碁・将棋、研修旅行等の活動を行っています。

健康と生きがいづくりのため、あなたもぜひ高齢者クラブに入会して活動してみませんか。

なお、入会について詳しい説明をご希望の方は次までお問い合わせください。

### 【問合せ】

- 高齢福祉課 内線177
- 笠間支所福祉課 内線72133
- 岩間支所福祉課 内線73173